

甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領 制 定：平成31年4月1日</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>（衛生的取扱い等）</p> <p>第6 出張理容又は出張美容を行う作業場において講ずべき衛生的な措置は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(13)（略）</p> <p>(14) 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。</p> <p>また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にする。</p> <p>(15)（略）</p> <p>（消毒）</p> <p>第7 出張理容又は出張美容において使用する器具類及び従業者の手指の消毒は、理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知。最終改正：令和8年3月26日健生発0326第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）に準じること。</p>	<p>甲府市出張理容又は出張美容に関する衛生管理要領 制 定：平成31年4月1日</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>（衛生的取扱い等）</p> <p>第6 出張理容又は出張美容を行う作業場において講ずべき衛生的な措置は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(13)（略）</p> <p>(14) 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。</p> <p>また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にする。</p> <p>(15)（略）</p> <p>（消毒）</p> <p>第7 出張理容又は出張美容において使用する器具類及び従業者の手指の消毒は、理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知。最終改正：平成22年9月15日健発0915第5号厚生労働省健康局長通知）に準じること。</p>

(自主管理体制)

第8 出張理容又は出張美容を行う者による管理体制は、次によるものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 免許証等の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。

附 則

(略)

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(自主管理体制)

第8 出張理容又は出張美容を行う者による管理体制は、次によるものとする。

(1)～(2) (略)

— _____

附 則

(略)

